

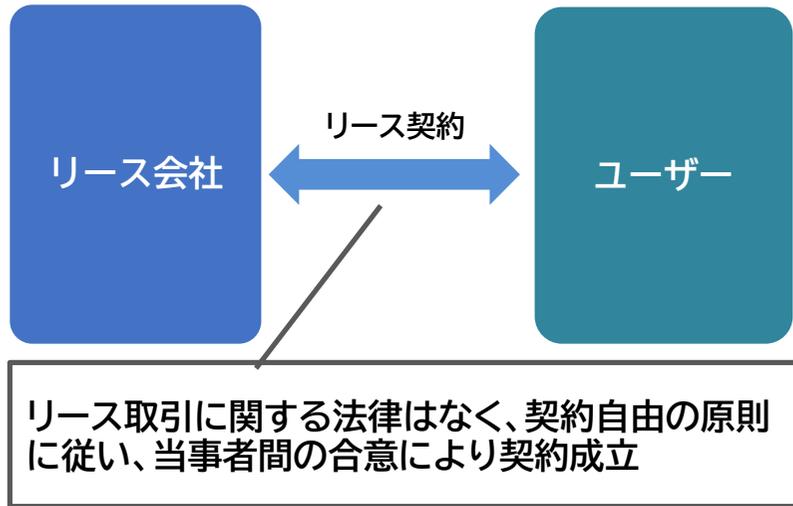
ご説明資料

2024年11月5日

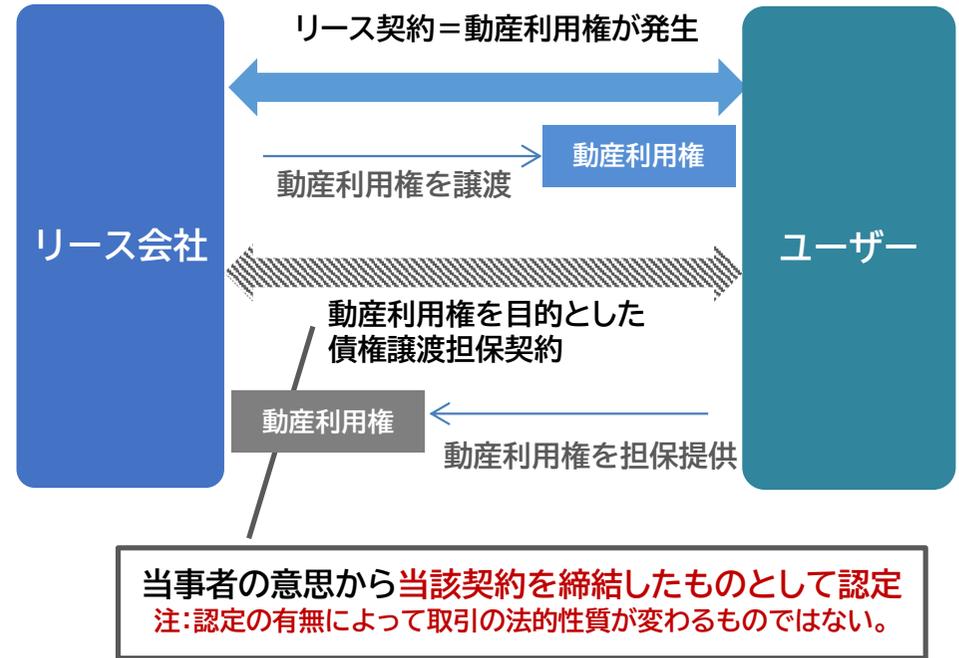
公益社団法人リース事業協会

1. 現状と法務省提案の整理

現状



法務省提案



- ① ユーザーが民事再生、会社更生手続きに入った場合、リース会社の残リース料全額が支払われる事案が半数程度(民事再生の場合には3割程度が共益債権扱い)。
- ② ユーザーがリース料を不払いした場合、リース会社は契約の解除を通知し、ユーザーの同意を得た上で、速やかにリース物件を返還請求・回収。

- ① ユーザーが民事再生、会社更生手続きに入った場合、**リース会社の残リース料債権は別除権付債権(担保付債権)**となり、大幅な債権カットが予想される。
⇒ リース会社は、残リース料の未回収リスクが増大
- ② ユーザーがリース料を不払いした場合、リース会社は契約の解除を通知し、**2週間経過しないと物件の返還請求・回収ができない**。
⇒ リース会社は、物件の未返還リスクが増大

1. 現状と法務省提案の整理

法務省の考え

リース取引を法制化しても、現行のリース取引の取り扱いが変わるものではない。

リース会社ヒアリング

- どのような事実がある場合に、「担保取引ではない」という性質決定がされるのかが不明確である（複数社）。
- 信用リスク管理に影響を与える法制度は、リース取引に適用されないことが明らかでない限り、適用されることを前提にすることは当然のことである（A社）。
- これまでの担保法制部会の審議の経緯から見て、あらゆるリース取引が担保法制の対象となると考えることが自然であり、法務省の説明に納得感がまったくない（B社）。
- 「現行のリース取引の取り扱いが変わるものではない。」という説明は、取引実務で一切保証されない（C社）。



あらゆるリース取引に「担保法制が適用される」と保守的に考えることになる。

2. リース取引への影響について(ヒアリング結果まとめ)

法務省提案

① 民事再生・会社更生時の残リース料債権を**別除権付債権**として取り扱う。

リース取引への影響

現状よりも大幅な債権カットが予想され、リース会社は**ユーザーの与信判断を慎重に行う**。

中小企業ユーザー等への影響

中小企業など信用状況が低い顧客とのリース取引が困難になる。

- ・ファイナンス・リース取引のユーザーが法的倒産をした場合において、残リース料全額が支払われる事案が半数程度あるが、「別除権」とされることにより、**大幅な債権カットが想定され**、リース料の未回収リスクが高くなるため、**慎重な与信判断**をせざるを得ない(A社)。
- ・これに応じた**リース料の値上げ(※)**をすることも考えられるが、経営判断として、**倒産リスクが高い中小企業向けリース取引は撤退**する方向になる(A社)。
- ・法制化されると、社内格付が低い企業からのリース取引の引き合いに対して、**謝絶せざるを得ない**(複数社)。

※ 仮にリース料を値上げずとした場合の試算

【リース会社6社の試算】
前提: 中小企業向けのファイナンス・リース取引(リース期間5年・物件金額500万円)
法務省提案により、リース取引が法制化されたと仮定、6社の平均値

<現状>
残価 50,000円(残価率1%)
利回り 2.8%(IRR法)
月額リース料 95,533円
リース料率 1.91%

<法制化後>
残価 0円(残価率0%)
利回り 8.2%(IRR法)
月額リース料 113,750円(19%up)
リース料率 2.27%

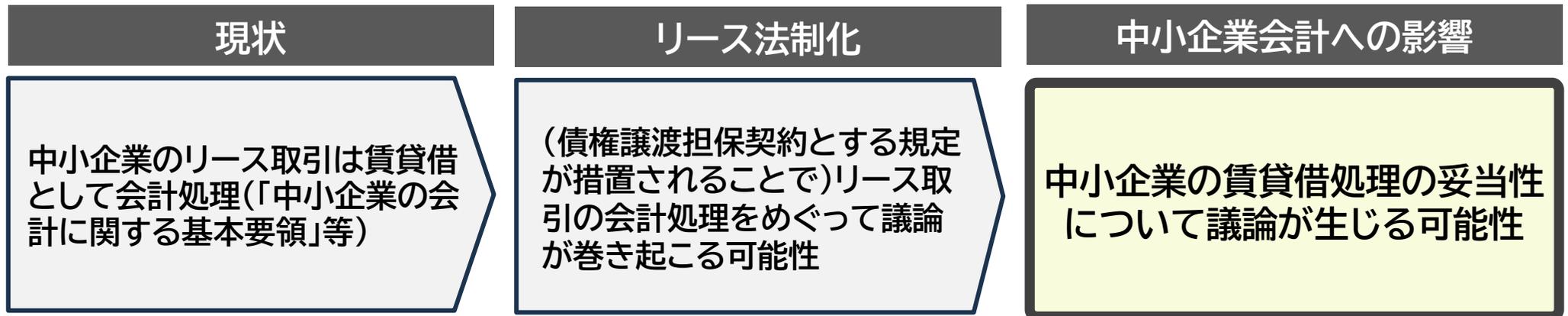
② ユーザーがリース料を不払いした場合、契約解除通知から**2週間経過**しないと物件を回収できない。

回収前の**毀損・転売等リスク**が増加し、**リース取引の縮減、残価付リースの提供が困難**となる。

リース商品/リース取引の**選択肢が狭まる**。

- ・リース物件の行方不明、損傷等が生じるリスクが高くなり、**リース物件売却による債権回収を見込むことが困難**となる。産業機械や工作機械などのリース取引を縮減せざるを得ず、**中小企業はもちろんユーザのリース物件の選択肢が狭まる**(B社)。
- ・残価付リースは残価のある状態で回収することを前提に割り引いて提供するリース商品。物件が返還されないリスクが高くなるので、**残価付リースは行わない方向**となる(C社)。

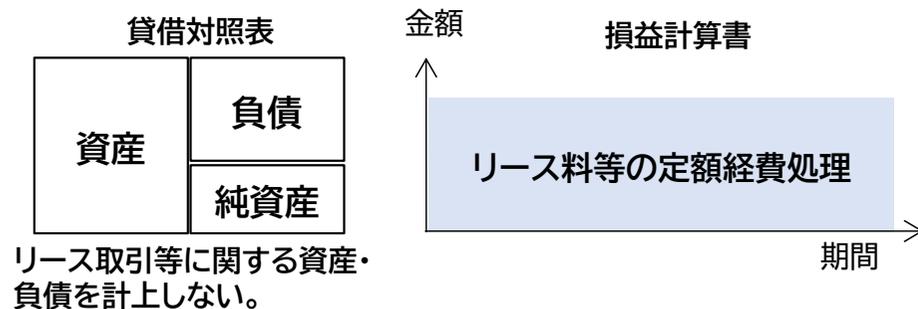
3. 中小企業会計への影響について



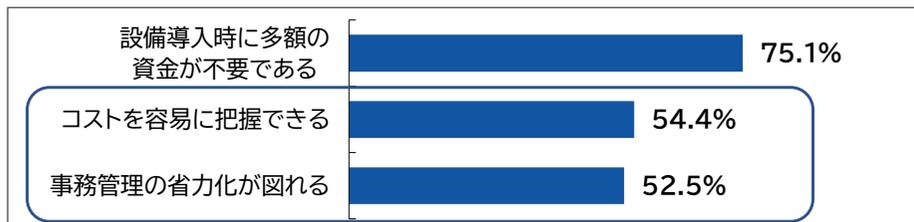
※月刊リース2024年9月号掲載 弥永真生教授「リース取引の会計処理－リース取引に「動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約」が含まれる場合－」

現状

中小ユーザーの会計処理: 賃貸借処理



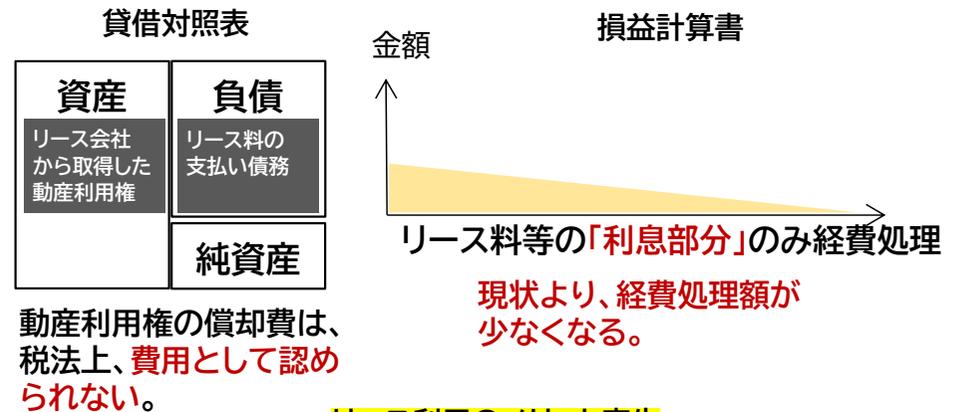
リース利用のメリット



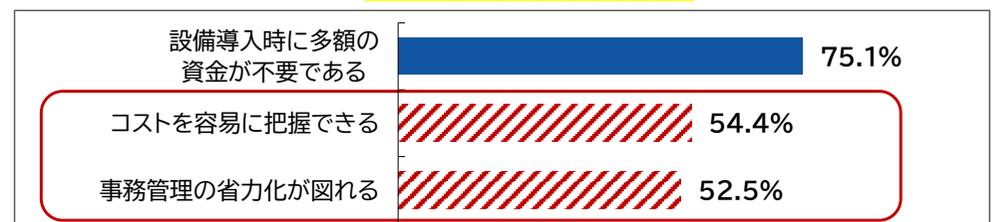
出所:リース事業協会「リース需要動向調査(2020年調査)」(2021年1月)

リース法制化による中小企業会計制度変更の可能性

ユーザーの会計処理: 動産利用権の譲渡担保



リース利用のメリット喪失



出所:リース事業協会「リース需要動向調査(2020年調査)」(2021年1月)